

5 5 会津大学短期大学部科目等履修生規程

(趣旨)

第1条 この規程は、会津大学短期大学部学則（以下「学則」という。）第28条の規定に基づき、科目等履修生（以下「履修生」という。）に関して必要な事項を定める。

(在学期間)

第2条 履修生の在学できる期間（以下「在学期間」という。）は、1年以内とする。ただし、学長は、履修生が願い出たときは、教授会の議を経て、通算2年を超えない範囲で在学期間を延長することができる。

(入学時期)

第3条 履修生の入学時期は、学期の始めとする。

(入学志願の手続)

第4条 履修性として入学を志願する者は、次に掲げる書類を指定する期日までに学長に提出するとともに、入学検定料を納入しなければならない。

- (1) 入学願書
- (2) 履歴書
- (3) その他学長が必要と認める書類

(履修科目)

第5条 履修生が履修できる科目は、学長が教授会に諮り、学科ごとにこれを定める。
2 学長は、履修生が履修できる科目数を制限することができる。

(入学許可の選考方法)

第6条 入学許可の選考は、原則として、履修を志願する授業科目担当教員が書類審査及び面接により行い、その審査等の結果に基づき学長が教授会に諮って決定する。

(入学の手続)

第7条 入学を許可された者は、誓約書を指定する期日までに学長に提出するとともに、指定の期日まで入学料を納入しなければならない。

(単位認定及び単位修得証明書)

第8条 学長は、履修生が願い出たときは、履修科目について単位認定試験を受けさせることができる。
2 学長は、前項の認定試験の合格者が願い出たときは、単位修得証明書を交付することができる。

(検定料、入学科及び授業料等)

第9条 履修生の検定料、入学科及び授業料の納付時期及び額は、別に定める。
2 前項に定めるもののほか、実験及び実習などの経費は、履修生の負担とする。
3 在学期間を延長し引き続き履修生となる者については、検定料及び入学科は納付しない。

(準用規定)

第10条 この規程に定めるもののほか、履修生については、学則及び本学の諸規程のうち、学生に関する規定を準用する。

(補足)

第11条 この規程に定めるもののほか、科目等履修生に関し必要な事項は学長が定める。

附 則

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成20年10月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。